

見やすい法令シリーズ

条文見出しバージョン

司法試験用

平成 27 年 12 月 1 日において施行されているもの

目次

日本国憲法	29
第1章 天皇	29
第2章 戦争の放棄	29
第3章 国民の権利及び義務	30
第4章 国会	31
第5章 内閣	32
第6章 司法	32
第7章 財政	33
第8章 地方自治	33
第9章 改正	34
第10章 最高法規	34
第11章 補則	35
行政手続法	37
第1章 総則	37
第2章 申請に対する処分	37
第3章 不利益処分	38
第1節 通則	38
第2節 聴聞	38
第3節 弁明の機会の付与	38
第4章 行政指導	39
第4章の2 処分等の求め	39
第5章 届出	40
第6章 意見公募手続等	40
第7章 補則	41

行政機関の保有する情報の公開に関する法律	43
第1章 総則	43
第2章 行政文書の開示	43
第3章 不服申立て等	44
第4章 補則	45
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	47
第1章 総則	47
第2章 行政機関における個人情報の取扱い	47
第3章 個人情報ファイル	48
第4章 開示、訂正及び利用停止	48
第1節 開示	48
第2節 訂正	49
第3節 利用停止	49
第4節 不服申立て	49
第5章 雑則	50
第6章 罰則	50
行政代執行法	51
行政不服審査法	53
第1章 総則	53
第2章 手続	53
第1節 通則	53
第2節 処分についての審査請求	53
第3節 処分についての異議申立て	55
第4節 不作為についての不服申立て	55
第5節 再審査請求	55
第3章 補則	56

行政事件訴訟法	57
第1章 総則	57
第2章 抗告訴訟	57
第1節 取消訴訟	57
第2節 その他の抗告訴訟	58
第3章 当事者訴訟	59
第4章 民衆訴訟及び機関訴訟	59
第5章 補則	60
国家賠償法	61
民法	63
民法 第1編 総則	65
第1章 通則	65
第2章 人	65
第1節 権利能力	65
第2節 行為能力	65
第3節 住所	66
第4節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告	66
第5節 同時死亡の推定	67
第3章 法人	67
第4章 物	68
第5章 法律行為	68
第1節 総則	68
第2節 意思表示	68
第3節 代理	69
第4節 無効及び取消し	69
第5節 条件及び期限	70
第6章 期間の計算	71
第7章 時効	71
第1節 総則	71
第2節 取得時効	72
第3節 消滅時効	72

民法 第2編 物権	73
第1章 総則	73
第2章 占有権	73
第1節 占有権の取得	73
第2節 占有権の効力	74
第3節 占有権の消滅	74
第4節 準占有	74
第3章 所有権	75
第1節 所有権の限界	75
第1款 所有権の内容及び範囲	75
第2款 相隣関係	75
第2節 所有権の取得	76
第3節 共有	76
第4章 地上権	77
第5章 永小作権	78
第6章 地役権	78
第7章 留置権	79
第8章 先取特権	79
第1節 総則	79
第2節 先取特権の種類	79
第1款 一般の先取特権	79
第2款 動産の先取特権	80
第3款 不動産の先取特権	80
第3節 先取特権の順位	80
第4節 先取特権の効力	81
第9章 質権	81
第1節 総則	81
第2節 動産質	82
第3節 不動産質	82
第4節 権利質	82
第10章 抵当権	83
第1節 総則	83
第2節 抵当権の効力	83

第3節	抵当権の消滅	84
第4節	根抵当	84
民法	第3編 債権	87
第1章	総則	87
第1節	債権の目的	87
第2節	債権の効力	87
第1款	債務不履行の責任等	87
第2款	債権者代位権及び詐害行為取消権	88
第3節	多数当事者の債権及び債務	88
第1款	総則	88
第2款	不可分債権及び不可分債務	88
第3款	連帯債務	88
第4款	保証債務	89
第1目	総則	89
第2目	貸金等根保証契約	90
第4節	債権の譲渡	90
第5節	債権の消滅	90
第1款	弁済	90
第1目	総則	90
第2目	弁済の目的物の供託	91
第3目	弁済による代位	92
第2款	相殺	92
第3款	更改	92
第4款	免除	92
第5款	混同	93
第2章	契約	93
第1節	総則	93
第1款	契約の成立	93
第2款	契約の効力	94
第3款	契約の解除	94
第2節	贈与	94
第3節	売買	95

第 1 款 総則	95
第 2 款 売買の効力	95
第 3 款 買戻し	96
第 4 節 交換	96
第 5 節 消費貸借	96
第 6 節 使用貸借	96
第 7 節 賃貸借	97
第 1 款 総則	97
第 2 款 賃貸借の効力	97
第 3 款 賃貸借の終了	97
第 8 節 雇用	98
第 9 節 請負	98
第 10 節 委任	99
第 11 節 寄託	99
第 12 節 組合	100
第 13 節 終身定期金	100
第 14 節 和解	101
第 3 章 事務管理	101
第 4 章 不当利得	102
第 5 章 不法行為	102
民法 第 4 編 親族	105
第 1 章 総則	105
第 2 章 婚姻	105
第 1 節 婚姻の成立	105
第 1 款 婚姻の要件	105
第 2 款 婚姻の無効及び取消し	106
第 2 節 婚姻の効力	106
第 3 節 夫婦財産制	106
第 1 款 総則	106
第 2 款 法定財産制	107
第 4 節 離婚	107
第 1 款 協議上の離婚	107

第2款	裁判上の離婚	107
第3章	親子	108
第1節	実子	108
第2節	養子	108
第1款	縁組の要件	108
第2款	縁組の無効及び取消し	109
第3款	縁組の効力	109
第4款	離縁	109
第5款	特別養子	110
第4章	親権	110
第1節	総則	110
第2節	親権の効力	110
第3節	親権の喪失	111
第5章	後見	111
第1節	後見の開始	111
第2節	後見の機関	111
第1款	後見人	111
第2款	後見監督人	112
第3節	後見の事務	112
第4節	後見の終了	113
第6章	保佐及び補助	113
第1節	保佐	113
第2節	補助	113
第7章	扶養	114

民法 第5編 相続	115
第1章 総則	115
第2章 相続人	115
第3章 相続の効力	116
第1節 総則	116
第2節 相続分	116
第3節 遺産の分割	116
第4章 相続の承認及び放棄	117
第1節 総則	117
第2節 相続の承認	117
第1款 単純承認	117
第2款 限定承認	117
第3節 相続の放棄	118
第5章 財産分離	118
第6章 相続人の不存在	119
第7章 遺言	119
第1節 総則	119
第2節 遺言の方式	119
第1款 普通的方式	119
第2款 特別的方式	120
第3節 遺言の効力	120
第4節 遺言の執行	121
第5節 遺言の撤回及び取消し	122
第8章 遺留分	122

借地借家法	125
第1章 総則	125
第2章 借地	125
第1節 借地権の存続期間等	125
第2節 借地権の効力	126
第3節 借地条件の変更等	126
第4節 定期借地権等	126
第3章 借家	127
第1節 建物賃貸借契約の更新等	127
第2節 建物賃貸借の効力	127
第3節 定期建物賃貸借等	127
第4章 借地条件の変更等の裁判手続	128
民事訴訟法	129
民事訴訟法 第1編 総則	131
第1章 通則	131
第2章 裁判所	131
第1節 日本の裁判所の管轄権	131
第2節 管轄	132
第3節 裁判所職員の除斥及び忌避	133
第3章 当事者	133
第1節 当事者能力及び訴訟能力	133
第2節 共同訴訟	134
第3節 訴訟参加	134
第4節 訴訟代理人及び補佐人	134
第4章 訴訟費用	135
第1節 訴訟費用の負担	135
第2節 訴訟費用の担保	135
第3節 訴訟上の救助	136
第5章 訴訟手続	136
第1節 訴訟の審理等	136
第2節 専門委員等	136
第1款 専門委員	136

第 2 款 知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務等	137
第 3 節 期日及び期間	137
第 4 節 送達	137
第 5 節 裁判	138
第 6 節 訴訟手続の中断及び中止	138
第 6 章 訴えの提起前における証拠収集の処分等	139
第 7 章 電子情報処理組織による申立て等	139
民事訴訟法 第 2 編 第 1 審の訴訟手続	141
第 1 章 訴え	141
第 2 章 計画審理	142
第 3 章 口頭弁論及びその準備	142
第 1 節 口頭弁論	142
第 2 節 準備書面等	143
第 3 節 争点及び証拠の整理手続	143
第 1 款 準備的口頭弁論	143
第 2 款 弁論準備手続	143
第 3 款 書面による準備手続	144
第 4 章 証拠	144
第 1 節 総則	144
第 2 節 証人尋問	145
第 3 節 当事者尋問	145
第 4 節 鑑定	146
第 5 節 書証	146
第 6 節 検証	147
第 7 節 証拠保全	147
第 5 章 判決	147
第 6 章 裁判によらない訴訟の完結	148
第 7 章 大規模訴訟等に関する特則	149
第 8 章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則	149

民事訴訟法 第3編 上訴	151
第1章 控訴	151
第2章 上告	152
第3章 抗告	153
民事訴訟法 第4編 再審	155
民事訴訟法 第5編 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則	157
民事訴訟法 第6編 少額訴訟に関する特則	159
民事訴訟法 第7編 督促手続	161
第1章 総則	161
第2章 電子情報処理組織による督促手続の特則	162
民事訴訟法 第8編 執行停止	163
民事執行法	165
第1章 総則	165
第2章 強制執行	166
第1節 総則	166
第2節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	166
第1款 不動産に対する強制執行	166
第1目 通則	166
第2目 強制競売	167
第3目 強制管理	169
第2款 船舶に対する強制執行	170
第3款 動産に対する強制執行	170
第4款 債権及びその他の財産権に対する強制執行	171
第1目 債権執行等	171
第2目 少額訴訟債権執行	172
第5款 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例	172
第3節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行	173
第3章 担保権の実行としての競売等	173
第4章 財産開示手続	174
第5章 罰則	175

民事保全法	177
第1章 総則	177
第2章 保全命令に関する手続	177
第1節 総則	177
第2節 保全命令	177
第1款 通則	177
第2款 仮差押命令	178
第3款 仮処分命令	178
第3節 保全異議	178
第4節 保全取消し	179
第5節 保全抗告	179
第3章 保全執行に関する手続	179
第1節 総則	179
第2節 仮差押えの執行	179
第3節 仮処分の執行	180
第4章 仮処分の効力	180
第5章 罰則	181
商法	183
商法 第1編 総則	185
第1章 通則	185
第2章 商人	185
第3章 商業登記	186
第4章 商号	186
第5章 商業帳簿	187
第6章 商業使用人	187
第7章 代理商	188
第8章 雑則	188

商法 第2編 商行為	189
第1章 総則	189
第2章 売買	190
第3章 交互計算	190
第4章 匿名組合	191
第5章 仲立営業	191
第6章 問屋営業	192
第7章 運送取扱営業	192
第8章 運送営業	193
第1節 総則	193
第2節 物品運送	193
第3節 旅客運送	193
第9章 寄託	194
第1節 総則	194
第2節 倉庫営業	194
会社法	197
会社法 第1編 総則	199
第1章 通則	199
第2章 会社の商号	199
第3章 会社の使用人等	200
第1節 会社の使用人	200
第2節 会社の代理商	200
第4章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等	200

会社法 第2編 株式会社	201
第1章 設立	201
第1節 総則	201
第2節 定款の作成	201
第3節 出資	201
第4節 設立時役員等の選任及び解任	201
第5節 設立時取締役等による調査	202
第6節 設立時代表取締役等の選定等	202
第7節 株式会社の成立	202
第8節 発起人等の責任等	202
第9節 募集による設立	203
第1款 設立時発行株式を引き受ける者の募集	203
第2款 創立総会等	203
第3款 設立に関する事項の報告	204
第4款 設立時取締役等の選任及び解任	204
第5款 設立時取締役等による調査	204
第6款 定款の変更	204
第7款 設立手続等の特則等	205
第2章 株式	205
第1節 総則	205
第2節 株主名簿	206
第3節 株式の譲渡等	206
第1款 株式の譲渡	206
第2款 株式の譲渡に係る承認手続	207
第3款 株式の質入れ	207
第4款 信託財産に属する株式についての対抗要件等	207
第4節 株式会社による自己の株式の取得	208
第1款 総則	208
第2款 株主との合意による取得	208
第1目 総則	208
第2目 特定の株主からの取得	208
第3目 市場取引等による株式の取得	208
第3款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得	208

第 1 目	取得請求権付株式の取得の請求	208
第 2 目	取得条項付株式の取得	208
第 4 款	全部取得条項付種類株式の取得	209
第 5 款	相続人等に対する売渡しの請求	209
第 6 款	株式の消却	209
第 4 節の 2	特別支配株主の株式等売渡請求	209
第 5 節	株式の併合等	210
第 1 款	株式の併合	210
第 2 款	株式の分割	210
第 3 款	株式無償割当て	210
第 6 節	単元株式数	210
第 1 款	総則	210
第 2 款	単元未満株主の買取請求	210
第 3 款	単元未満株主の売渡請求	211
第 4 款	単元株式数の変更等	211
第 7 節	株主に対する通知の省略等	211
第 8 節	募集株式の発行等	211
第 1 款	募集事項の決定等	211
第 2 款	募集株式の割当て	211
第 3 款	金銭以外の財産の出資	211
第 4 款	出資の履行等	212
第 5 款	募集株式の発行等をやめることの請求	212
第 6 款	募集に係る責任等	212
第 9 節	株券	212
第 1 款	総則	212
第 2 款	株券の提出等	212
第 3 款	株券喪失登録	212
第 10 節	雑則	213
第 3 章	新株予約権	214
第 1 節	総則	214
第 2 節	新株予約権の発行	214
第 1 款	募集事項の決定等	214
第 2 款	募集新株予約権の割当て	214

第3款	募集新株予約権に係る払込み	214
第4款	募集新株予約権の発行をやめることの請求	214
第5款	雑則	214
第3節	新株予約権原簿	215
第4節	新株予約権の譲渡等	215
第1款	新株予約権の譲渡	215
第2款	新株予約権の譲渡の制限	215
第3款	新株予約権の質入れ	215
第4款	信託財産に属する新株予約権についての対抗要件等	216
第5節	株式会社による自己の新株予約権の取得	216
第1款	募集事項の定めに基づく新株予約権の取得	216
第2款	新株予約権の消却	216
第6節	新株予約権無償割当て	216
第7節	新株予約権の行使	216
第1款	総則	216
第2款	金銭以外の財産の出資	217
第3款	責任	217
第4款	雑則	217
第8節	新株予約権に係る証券	217
第1款	新株予約権証券	217
第2款	新株予約権付社債券	217
第3款	新株予約権証券等の提出	217
第4章	機関	218
第1節	株主総会及び種類株主総会	218
第1款	株主総会	218
第2款	種類株主総会	219
第2節	株主総会以外の機関の設置	219
第3節	役員及び会計監査人の選任及び解任	219
第1款	選任	219
第2款	解任	220
第3款	選任及び解任の手續に関する特則	220
第4節	取締役	220
第5節	取締役会	221

第 1 款 権限等	221
第 2 款 運営	221
第 6 節 会計参与	221
第 7 節 監査役	222
第 8 節 監査役会	222
第 1 款 権限等	222
第 2 款 運営	222
第 9 節 会計監査人	222
第 9 節の 2 監査等委員会	223
第 1 款 権限等	223
第 2 款 運営	223
第 3 款 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等	223
第 10 節 指名委員会等及び執行役	223
第 1 款 委員の選定、執行役の選任等	223
第 2 款 指名委員会等の権限等	224
第 3 款 指名委員会等の運営	224
第 4 款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等	224
第 5 款 執行役の権限等	224
第 11 節 役員等の損害賠償責任	225
第 5 章 計算等	225
第 1 節 会計の原則	225
第 2 節 会計帳簿等	225
第 1 款 会計帳簿	225
第 2 款 計算書類等	225
第 3 款 連結計算書類	226
第 3 節 資本金の額等	226
第 1 款 総則	226
第 2 款 資本金の額の減少等	226
第 1 目 資本金の額の減少等	226
第 2 目 資本金の額の増加等	226
第 3 目 剰余金についてのその他の処分	226
第 4 節 剰余金の配当	226
第 5 節 剰余金の配当等を決定する機関の特則	227

第6節 剰余金の配当等に関する責任	227
第6章 定款の変更	228
第7章 事業の譲渡等	228
第8章 解散	229
第9章 清算	229
第1節 総則	229
第1款 清算の開始	229
第2款 清算株式会社の機関	229
第1目 株主総会以外の機関の設置	229
第2目 清算人の就任及び解任並びに監査役の退任	229
第3目 清算人の職務等	230
第4目 清算人会	230
第5目 取締役等に関する規定の適用	230
第3款 財産目録等	230
第4款 債務の弁済等	230
第5款 残余財産の分配	231
第6款 清算事務の終了等	231
第7款 帳簿資料の保存	231
第8款 適用除外等	231
第2節 特別清算	231
第1款 特別清算の開始	231
第2款 裁判所による監督及び調査	232
第3款 清算人	232
第4款 監督委員	232
第5款 調査委員	232
第6款 清算株式会社の行為の制限等	233
第7款 清算の監督上必要な処分等	233
第8款 債権者集会	233
第9款 協定	234
第10款 特別清算の終了	234

会社法 第3編 持分会社	235
第1章 設立	235
第2章 社員	235
第1節 社員の責任等	235
第2節 持分の譲渡等	235
第3節 誤認行為の責任	236
第3章 管理	236
第1節 総則	236
第2節 業務を執行する社員	236
第3節 業務を執行する社員の職務を代行する者	237
第4章 社員の加入及び退社	237
第1節 社員の加入	237
第2節 社員の退社	237
第5章 計算等	238
第1節 会計の原則	238
第2節 会計帳簿	238
第3節 計算書類	238
第4節 資本金の額の減少	238
第5節 利益の配当	238
第6節 出資の払戻し	238
第7節 合同会社の計算等に関する特則	238
第1款 計算書類の閲覧に関する特則	238
第2款 資本金の額の減少に関する特則	239
第3款 利益の配当に関する特則	239
第4款 出資の払戻しに関する特則	239
第5款 退社に伴う持分の払戻しに関する特則	239
第6章 定款の変更	240
第7章 解散	240
第8章 清算	241
第1節 清算の開始	241
第2節 清算人	241
第3節 財産目録等	241
第4節 債務の弁済等	241

第 5 節	残余財産の分配	242
第 6 節	清算事務の終了等	242
第 7 節	任意清算	242
第 8 節	帳簿資料の保存	242
第 9 節	社員の責任の消滅時効	242
第 10 節	適用除外等	242
会社法 第 4 編	社債	243
第 1 章	総則	243
第 2 章	社債管理者	244
第 3 章	社債権者集会	245
会社法 第 5 編	組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転	247
第 1 章	組織変更	247
第 1 節	通則	247
第 2 節	株式会社の組織変更	247
第 3 節	持分会社の組織変更	247
第 2 章	合併	247
第 1 節	通則	247
第 2 節	吸収合併	247
第 1 款	株式会社が存続する吸収合併	247
第 2 款	持分会社が存続する吸収合併	247
第 3 節	新設合併	248
第 1 款	株式会社を設立する新設合併	248
第 2 款	持分会社を設立する新設合併	248
第 3 章	会社分割	248
第 1 節	吸収分割	248
第 1 款	通則	248
第 2 款	株式会社に権利義務を承継させる吸収分割	248
第 3 款	持分会社に権利義務を承継させる吸収分割	248
第 2 節	新設分割	249
第 1 款	通則	249
第 2 款	株式会社を設立する新設分割	249
第 3 款	持分会社を設立する新設分割	249

第4章 株式交換及び株式移転	249
第1節 株式交換	249
第1款 通則	249
第2款 株式会社に発行済株式を取得させる株式交換	249
第3款 合同会社に発行済株式を取得させる株式交換	249
第2節 株式移転	250
第5章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続	250
第1節 組織変更の手続	250
第1款 株式会社の手続	250
第2款 持分会社の手続	250
第2節 吸収合併等の手続	251
第1款 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続	251
第1目 株式会社の手続	251
第2目 持分会社の手続	251
第2款 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続	251
第1目 株式会社の手続	251
第2目 持分会社の手続	252
第3節 新設合併等の手続	252
第1款 新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続	252
第1目 株式会社の手続	252
第2目 持分会社の手続	252
第2款 新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転設立完全親会社の手続	252
第1目 株式会社の手続	252
第2目 持分会社の手続	253
会社法 第6編 外国会社	255

会社法 第7編 雑則	257
第1章 会社の解散命令等	257
第1節 会社の解散命令	257
第2節 外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令	257
第2章 訴訟	257
第1節 会社の組織に関する訴え	257
第1節の2 売渡株式等の取得の無効の訴え	258
第2節 株式会社における責任追及等の訴え	258
第3節 株式会社の役員解任の訴え	259
第4節 特別清算に関する訴え	259
第5節 持分会社の社員の除名の訴え等	259
第6節 清算持分会社の財産処分取消しの訴え	259
第7節 社債発行会社の弁済等取消しの訴え	259
第3章 非訟	260
第1節 総則	260
第2節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手續に関する特則	261
第3節 特別清算の手續に関する特則	261
第1款 通則	261
第2款 特別清算の開始の手續に関する特則	261
第3款 特別清算の実行の手續に関する特則	261
第4款 特別清算の終了の手續に関する特則	262
第4節 外国会社の清算の手續に関する特則	262
第5節 会社の解散命令等の手續に関する特則	262
第4章 登記	263
第1節 総則	263
第2節 会社の登記	263
第1款 本店の所在地における登記	263
第2款 支店の所在地における登記	264
第3節 外国会社の登記	264
第4節 登記の囑託	264
第5章 公告	264
第1節 総則	264
第2節 電子公告調査機関	264

会社法 第8編 罰則	267
刑法	269
刑法 第1編 総則	271
第1章 通則	271
第2章 刑	271
第3章 期間計算	272
第4章 刑の執行猶予	273
第5章 仮釈放	273
第6章 刑の時効及び刑の消滅	274
第7章 犯罪の不成立及び刑の減免	274
第8章 未遂罪	275
第9章 併合罪	275
第10章 累犯	276
第11章 共犯	276
第12章 酌量減輕	277
第13章 加重減輕の方法	277
刑法 第2編 罪	279
第1章 削除	279
第2章 内乱に関する罪	279
第3章 外患に関する罪	279
第4章 国交に関する罪	280
第5章 公務の執行を妨害する罪	280
第6章 逃走の罪	281
第7章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪	281
第8章 騒乱の罪	282
第9章 放火及び失火の罪	282
第10章 出水及び水利に関する罪	283
第11章 往来を妨害する罪	283
第12章 住居を侵す罪	284
第13章 秘密を侵す罪	284
第14章 あへん煙に関する罪	285

第 15 章 飲料水に関する罪	285
第 16 章 通貨偽造の罪	286
第 17 章 文書偽造の罪	286
第 18 章 有価証券偽造の罪	287
第 18 章の 2 支払用カード電磁的記録に関する罪	287
第 19 章 印章偽造の罪	288
第 19 章の 2 不正指令電磁的記録に関する罪	288
第 20 章 偽証の罪	289
第 21 章 虚偽告訴の罪	289
第 22 章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪	290
第 23 章 賭博及び富くじに関する罪	290
第 24 章 礼拝所及び墳墓に関する罪	291
第 25 章 汚職の罪	291
第 26 章 殺人の罪	292
第 27 章 傷害の罪	292
第 28 章 過失傷害の罪	293
第 29 章 墮胎の罪	293
第 30 章 遺棄の罪	294
第 31 章 逮捕及び監禁の罪	294
第 32 章 脅迫の罪	295
第 33 章 略取、誘拐及び人身売買の罪	295
第 34 章 名誉に対する罪	296
第 35 章 信用及び業務に対する罪	296
第 36 章 窃盗及び強盗の罪	297
第 37 章 詐欺及び恐喝の罪	297
第 38 章 横領の罪	298
第 39 章 盗品等に関する罪	298
第 40 章 毀棄及び隠匿の罪	299
 刑事訴訟法	 301

刑事訴訟法 第1編 総則	303
第1章 裁判所の管轄	303
第2章 裁判所職員の除斥及び忌避	304
第3章 訴訟能力	305
第4章 弁護及び補佐	305
第5章 裁判	306
第6章 書類及び送達	307
第7章 期間	307
第8章 被告人の召喚、勾引及び勾留	308
第9章 押収及び搜索	309
第10章 検証	310
第11章 証人尋問	311
第12章 鑑定	312
第13章 通訳及び翻訳	312
第14章 証拠保全	313
第15章 訴訟費用	313
第16章 費用の補償	314
刑事訴訟法 第2編 第1審	315
第1章 捜査	315
第2章 公訴	317
第3章 公判	318
第1節 公判準備及び公判手続	318
第2節 争点及び証拠の整理手続	319
第1款 公判前整理手続	319
第1目 通則	319
第2目 争点及び証拠の整理	320
第3目 証拠開示に関する裁定	320
第2款 期日間整理手続	320
第3款 公判手続の特例	320
第3節 被害者参加	320
第4節 証拠	321
第5節 公判の裁判	321

第4章 即決裁判手続	322
第1節 即決裁判手続の申立て	322
第2節 公判準備及び公判手続の特例	322
第3節 証拠の特例	322
第4節 公判の裁判の特例	323
刑事訴訟法 第3編 上訴	325
第1章 通則	325
第2章 控訴	326
第3章 上告	327
第4章 抗告	327
刑事訴訟法 第4編 再審	329
刑事訴訟法 第5編 非常上告	331
刑事訴訟法 第6編 略式手続	333
刑事訴訟法 第7編 裁判の執行	335
警察官職務執行法	337

日本国憲法

(昭和 21 年 11 月 3 日憲法)

第 1 章 天皇

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 2 章 戦争の放棄

第 9 条

行政事件訴訟法

(昭和37年5月16日法律第139号)
最終改正：平成27年7月17日法律第59号

第1章 総則

(この法律の趣旨)
第1条

(行政事件訴訟)
第2条

(抗告訴訟)
第3条

(当事者訴訟)
第4条

(民衆訴訟)
第5条

(機関訴訟)
第6条

(この法律に定めがない事項)
第7条

第2章 抗告訴訟

第1節 取消訴訟

(処分の取消しの訴えと審査請求との関係)
第8条

(原告適格)
第9条

(取消しの理由の制限)
第10条

(被告適格等)
第11条

(管轄)
第12条

(関連請求に係る訴訟の移送)
第13条

(出訴期間)
第14条

(被告を誤った訴えの救済)
第15条

(請求の客観的併合)
第16条

(共同訴訟)
第17条

(第三者による請求の追加的併合)
第18条

(原告による請求の追加的併合)
第19条

第20条

(国又は公共団体に対する請求への訴えの変更)
第21条

(第三者の訴訟参加)
第22条

(行政庁の訴訟参加)
第23条

(釈明処分の特則)
第23条の2

(職権証拠調べ)
第24条

(執行停止)
第25条

(事情変更による執行停止の取消し)
第26条

(内閣総理大臣の異議)
第27条

(執行停止等の管轄裁判所)
第28条

(執行停止に関する規定の準用)
第29条

(裁量処分の取消し)
第30条

(特別の事情による請求の棄却)
第31条

(取消判決等の効力)
第32条

第33条

(第三者の再審の訴え)
第34条

(訴訟費用の裁判の効力)
第35条

第2節 その他の抗告訴訟

(無効等確認の訴えの原告適格)
第36条

(不作為の違法確認の訴えの原告適格)
第37条

(義務付けの訴えの要件等)
第37条の2

第37条の3

(差止めの訴えの要件)
第37条の4

(仮の義務付け及び仮の差止め)
第37条の5

(取消訴訟に関する規定の準用)
第38条

第10節 委任

(委任)
第643条

(受任者の注意義務)
第644条

(受任者による報告)
第645条

(受任者による受取物の引渡し等)
第646条

(受任者の金銭の消費についての責任)
第647条

(受任者の報酬)
第648条

(受任者による費用の前払請求)
第649条

(受任者による費用等の償還請求等)
第650条

(委任の解除)
第651条

(委任の解除の効力)
第652条

(委任の終了事由)
第653条

(委任の終了後の処分)
第654条

(委任の終了の対抗要件)
第655条

(準委任)
第656条

第11節 寄託

(寄託)
第657条

(寄託物の使用及び第三者による保管)
第658条

(無償受寄者の注意義務)
第659条

(受寄者の通知義務)
第660条

(寄託者による損害賠償)
第661条

(寄託者による返還請求)
第662条

(寄託物の返還の時期)
第663条

(寄託物の返還の場所)
第664条

(委任の規定の準用)
第665条

(消費寄託)
第666条

第12節 組合

(組合契約)

第667条

(組合財産の共有)

第668条

(金銭出資の不履行の責任)

第669条

(業務の執行の方法)

第670条

(委任の規定の準用)

第671条

(業務執行組合員の辞任及び解任)

第672条

(組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査)

第673条

(組合員の損益分配の割合)

第674条

(組合員に対する組合の債権者の権利の行使)

第675条

(組合員の持分の処分及び組合財産の分割)

第676条

(組合の債務者による相殺の禁止)

第677条

(組合員の脱退)

第678条

第679条

(組合員の除名)

第680条

(脱退した組合員の持分の払戻し)

第681条

(組合の解散事由)

第682条

(組合の解散の請求)

第683条

(組合契約の解除の効力)

第684条

(組合の清算及び清算人の選任)

第685条

(清算人の業務の執行の方法)

第686条

(組合員である清算人の辞任及び解任)

第687条

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第688条

第13節 終身定期金

(終身定期金契約)

第689条

(終身定期金の計算)

第690条

(終身定期金契約の解除)

第691条

民事訴訟法 第2編 第1審の訴訟手続

第1章 訴え

(訴え提起の方式)
第133条

(証書真否確認の訴え)
第134条

(将来の給付の訴え)
第135条

(請求の併合)
第136条

(裁判長の訴状審査権)
第137条

(訴状の送達)
第138条

(口頭弁論期日の指定)
第139条

(口頭弁論を経ない訴えの却下)
第140条

(呼出費用の予納がない場合の訴えの却下)
第141条

(重複する訴えの提起の禁止)
第142条

(訴えの変更)
第143条

(選定者に係る請求の追加)
第144条

(中間確認の訴え)
第145条

(反訴)
第146条

(時効中断等の効力発生の時期)
第147条

第2章 計画審理

(訴訟手続の計画的進行)
第147条の2

(審理の計画)
第147条の3

第3章 口頭弁論及びその準備

第1節 口頭弁論

(裁判長の訴訟指揮権)
第148条

(釈明権等)
第149条

(訴訟指揮等に対する異議)
第150条

(釈明処分)
第151条

(口頭弁論の併合等)
第152条

(口頭弁論の再開)
第153条

(通訳人の立会い等)
第154条

(弁論能力を欠く者に対する措置)
第155条

(攻撃防御方法の提出時期)
第156条

(審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の提出期間)
第156条の2

(時機に後れた攻撃防御方法の却下等)
第157条

(審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下)
第157条の2

(訴状等の陳述の擬制)
第158条

(自白の擬制)
第159条

(口頭弁論調書)
第160条

第2節 準備書面等

(準備書面)
第161条

(準備書面等の提出期間)
第162条

(当事者照会)
第163条

第3節 争点及び証拠の整理手続

第1款 準備的口頭弁論

(準備的口頭弁論の開始)
第164条

(証明すべき事実の確認等)
第165条

(当事者の不出頭等による終了)
第166条

(準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出)
第167条

第2款 弁論準備手続

(弁論準備手続の開始)
第168条

(弁論準備手続の期日)
第169条

(弁論準備手続における訴訟行為等)
第170条

(受命裁判官による弁論準備手続)
第171条

(弁論準備手続に付する裁判の取消し)
第172条

(弁論準備手続の結果の陳述)
第173条

(弁論準備手続終了後の攻撃防御方法の提出)
第174条

第2章 強制執行

第1節 総則

(債務名義)
第22条

(強制執行をすることができる者の範囲)
第23条

(外国裁判所の判決の執行判決)
第24条

(強制執行の実施)
第25条

(執行文の付与)
第26条

第27条

(執行文の再度付与等)
第28条

(債務名義等の送達)
第29条

(期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行)
第30条

(反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行)
第31条

(執行文の付与等に関する異議の申立て)
第32条

(執行文付与の訴え)
第33条

(執行文付与に対する異議の訴え)
第34条

(請求異議の訴え)
第35条

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)
第36条

(終局判決における執行停止の裁判等)
第37条

(第三者異議の訴え)
第38条

(強制執行の停止)
第39条

(執行処分取消し)
第40条

(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)
第41条

(執行費用の負担)
第42条

第2節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第1款 不動産に対する強制執行

第1目 通則

(不動産執行の方法)
第43条

(執行裁判所)

第44条

第2目 強制競売

(開始決定等)

第45条

(差押えの効力)

第46条

(二重開始決定)

第47条

(差押えの登記の囑託等)

第48条

(開始決定及び配当要求の終期の公告等)

第49条

(催告を受けた者の債権の届出義務)

第50条

(配当要求)

第51条

(配当要求の終期の変更)

第52条

(不動産の滅失等による強制競売の手續の取消し)

第53条

(差押えの登記の抹消の囑託)

第54条

(売却のための保全処分等)

第55条

(相手方を特定しないで発する売却のための保

全処分等)

第55条の2

(地代等の代払の許可)

第56条

(現況調査)

第57条

(評価)

第58条

(売却に伴う権利の消滅等)

第59条

(売却基準価額の決定等)

第60条

(一括売却)

第61条

(物件明細書)

第62条

(剰余を生ずる見込みのない場合等の措置)

第63条

(売却の方法及び公告)

第64条

(内覧)

第64条の2

(売却の場所の秩序維持)

第65条

(買受けの申出の保証)

第66条

(次順位買受けの申出)

第67条

商法 第1編 総則

第1章 通則

(趣旨等)
第1条

(公法人の商行為)
第2条

(一方的商行為)
第3条

第2章 商人

(定義)
第4条

(未成年者登記)
第5条

(後見人登記)
第6条

(小商人)
第7条

第3章 商業登記

(通則)
第8条

(登記の効力)
第9条

(変更の登記及び消滅の登記)
第10条

第4章 商号

(商号の選定)
第11条

(他の商人と誤認させる名称等の使用の禁止)
第12条

(過料)
第13条

(自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任)
第14条

(商号の譲渡)
第15条

(営業譲渡人の競業の禁止)
第16条

(譲渡人の商号を使用した譲受人の責任等)
第17条

(譲受人による債務の引受け)
第18条

(詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求)
第18条の2

第 5 章 商業帳簿

第 19 条

第 6 章 商業使用人

(支配人)

第 20 条

(支配人の代理権)

第 21 条

(支配人の登記)

第 22 条

(支配人の競業の禁止)

第 23 条

(表見支配人)

第 24 条

(ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人)

第 25 条

(物品の販売等を目的とする店舗の使用人)

第 26 条

(反対株主の株式買取請求)
第116条

(株式の価格の決定等)
第117条

(新株予約権買取請求)
第118条

(新株予約権の価格の決定等)
第119条

(株主等の権利の行使に関する利益の供与)
第120条

第2節 株主名簿

(株主名簿)
第121条

(株主名簿記載事項を記載した書面の交付等)
第122条

(株主名簿管理人)
第123条

(基準日)
第124条

(株主名簿の備置き及び閲覧等)
第125条

(株主に対する通知等)
第126条

第3節 株式の譲渡等

第1款 株式の譲渡

(株式の譲渡)
第127条

(株券発行会社の株式の譲渡)
第128条

(自己株式の処分に関する特則)
第129条

(株式の譲渡の対抗要件)
第130条

(権利の推定等)
第131条

(株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録)
第132条

(株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録)
第133条

第134条

(親会社株式の取得の禁止)
第135条

第2款 株式の譲渡に係る承認手続

(株主からの承認の請求)
第136条

(株式取得者からの承認の請求)
第137条

(譲渡等承認請求の方法)
第138条

(譲渡等の承認の決定等)
第139条

(株式会社又は指定買取人による買取り)
第140条

(株式会社による買取りの通知)
第141条

(指定買取人による買取りの通知)
第142条

(譲渡等承認請求の撤回)
第143条

(売買価格の決定)
第144条

(株式会社が承認をしたとみなされる場合)
第145条

第3款 株式の質入れ

(株式の質入れ)
第146条

(株式の質入れの対抗要件)
第147条

(株主名簿の記載等)
第148条

(株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等)
第149条

(登録株式質権者に対する通知等)
第150条

(株式の質入れの効果)
第151条

第152条

第153条

第154条

第4款 信託財産に属する株式についての対抗要件等

第154条の2

第4節 株式会社による自己の株式の取得

第1款 総則

第155条

第2款 株主との合意による取得

第1目 総則

(株式の取得に関する事項の決定)
第156条

(取得価格等の決定)
第157条

(株主に対する通知等)
第158条

(譲渡しの申込み)
第159条

第2目 特定の株主からの取得

(特定の株主からの取得)
第160条

(市場価格のある株式の取得の特則)
第161条

(相続人等からの取得の特則)
第162条

(子会社からの株式の取得)
第163条

(特定の株主からの取得に関する定款の定め)
第164条

第3目 市場取引等による株式の取得

第165条

第3款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得

第1目 取得請求権付株式の取得の請求

(取得の請求)
第166条

(効力の発生)
第167条

第2目 取得条項付株式の取得

(取得する日の決定)
第168条

(取得する株式の決定等)
第169条

(効力の発生等)
第170条

第 16 章 通貨偽造の罪

(通貨偽造及び行使等)

第 148 条

(外国通貨偽造及び行使等)

第 149 条

(偽造通貨等取得)

第 150 条

(未遂罪)

第 151 条

(取得後知情行使等)

第 152 条

(通貨偽造等準備)

第 153 条

第 17 章 文書偽造の罪

(詔書偽造等)

第 154 条

(公文書偽造等)

第 155 条

(虚偽公文書作成等)

第 156 条

(公正証書原本不実記載等)

第 157 条

(偽造公文書行使等)

第 158 条

(私文書偽造等)

第 159 条

(虚偽診断書等作成)

第 160 条

(偽造私文書等行使)

第 161 条

(電磁的記録不正作出及び供用)

第 161 条の 2

第 18 章 有価証券偽造の罪

(有価証券偽造等)
第 162 条

(偽造有価証券行使等)
第 163 条

第 18 章の 2 支払用カード 電磁的記録に関する罪

(支払用カード電磁的記録不正作出等)
第 163 条の 2

(不正電磁的記録カード所持)
第 163 条の 3

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)
第 163 条の 4

(未遂罪)
第 163 条の 5

刑事訴訟法 第2編 第1審

第1章 捜査

第189条

第190条

第191条

第192条

第193条

第194条

第195条

第196条

第197条

第198条

第199条

第200条

第201条

第202条

第203条

第204条

第205条

第206条

第207条

第208条

第208条の2

第209条

第210条

第211条

第212条

第213条

第214条

第215条

第216条

第217条

第218条

第219条

第220条

第221条

第222条

第222条の2

第223条

第224条

第225条

第226条

第227条

第228条

第229条

第230条

第231条

第232条

第233条

第234条

第235条

第236条

第237条

第238条

第239条

第240条

第241条

第242条

第243条

第244条

第245条

第246条